

## 促進区域の設定に関する愛知県基準(骨子案)

## 第 1 章 基本的事項

## 1 基準策定の趣旨

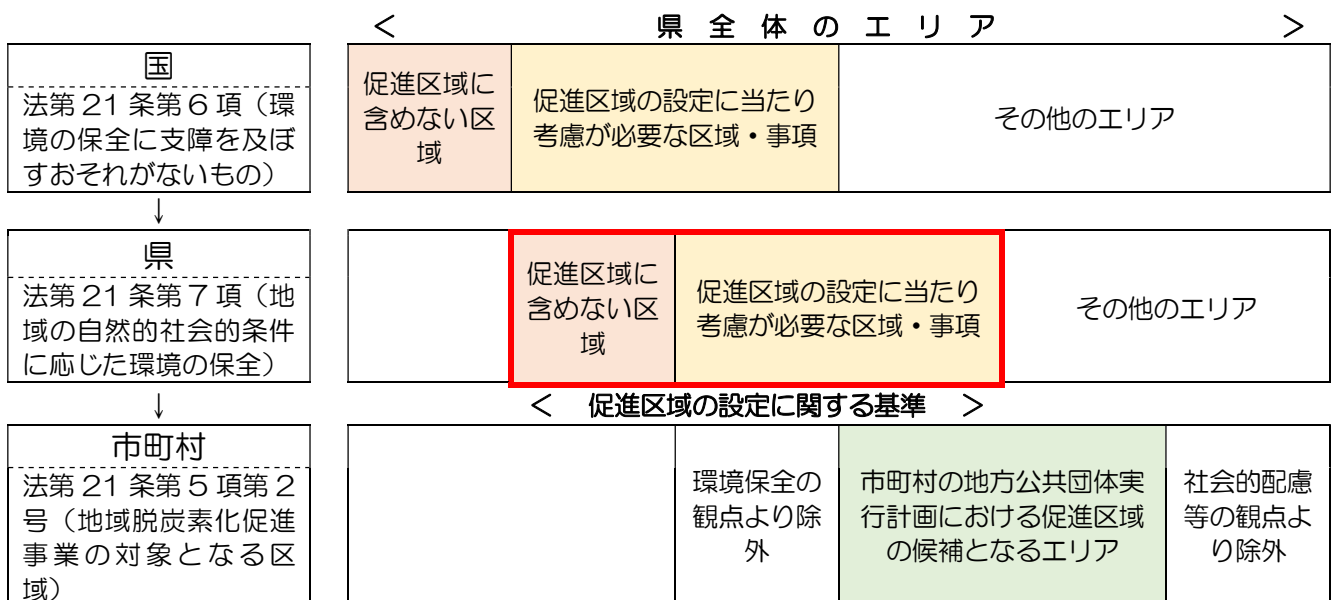
地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。)が改正され、令和 4 年 4 月から、都道府県、政令市、中核市、施行時特例市については、地方公共団体実行計画(区域施策編)において、その区域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の利用促進等の施策に関する事項に加え、その実施に関する目標を定めることとされました。また、これら以外の市町村についても、同様に施策に関する事項やその実施に関する目標を定めるよう努めることとされました。

これに合わせて、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされました。また、都道府県は、促進区域の設定に当たり、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることとされました。

このことについて、本県に相応しい地域と調和した再エネの導入を促進するため、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域脱炭素化促進事業が推進できるよう、法第 21 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づき、促進区域の設定に関する基準(以下「基準」という。)を定めるものです。

## 2 基準の位置づけ

本基準は、法第 21 条第 7 項に規定する促進区域の設定に関する基準です。



### 3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

再生可能エネルギー発電施設のうち、次の施設

- ・太陽光発電施設(太陽光を電気に変換するもの)
- ・風力発電施設(風力を電気に変換するもの、洋上風力発電を除く)

### 4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等(特例事項・除外基準)

- ・太陽光発電設備のうち、建物の屋根に設置されるもの

### 5 基準の考え方

本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の考え方を基本に基準を策定しました。

- ・本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進
- ・本県の自然環境と調和した再生可能エネルギーの推進

## 第2章 基準等

### 1. 太陽光発電施設

#### (1) 促進区域に含めない区域(国の基準)

市町村は、環境省令第5条の第2項第1号で規定されている表-太1に掲げる区域を太陽光発電の促進区域に設定することはできません。

表-太1 促進区域に含めない区域

区域名	区域を定める法令・条例等
原生自然環境保全地域※、自然環境保全地域※	自然環境保全法
国立公園※・国立公園の特別保護地区・海域公園地区国立公園※ 国立公園※・ <b>国立公園の第1種特別地域</b> （地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）	<b>自然公園法</b>
<b>国指定鳥獣保護区のうち 特別保護地区</b>	<b>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</b>
<b>生息地等保護区※のうち 管理地区</b>	<b>種の保存法</b>

※：愛知県では指定されていない区域

#### (2) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は次の表-太2に掲げる区域とします。市町村は、これらの区域を太陽光発電の促進区域に設定することはできません。

表-太2 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	区域を定める法令・条例等
景観	<b>愛知県自然公園の第1種特別区域</b>	<b>愛知県自然公園条例</b>
動植物・生態系	<b>県指定鳥獣保護区のうち 特別保護地区</b>	<b>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</b>
	<b>自然環境保全地域の特別区域</b>	<b>愛知県自然環境保全条例</b>
	<b>生息地等保護区のうち 管理地区</b>	<b>愛知県自然環境保全条例</b>
防災	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	●●●●	●●●●
●●●●	●●●●	●●●●
●●●●	●●●●	●●●●

※ 表中の色塗りは、促進区域に含めない区域（国の基準）に対応した県基準を示す。

### (3) 促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項」は次の表-太3に掲げる区域・事項とします。市町村は、別表で示す「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集した上で太陽光発電の促進区域を設定することが必要です。また、促進区域で行われる太陽光発電事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置(別表の「適正な配慮のための考え方」)が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけることが求められます。

表-太3 促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項

環境配慮事項	区域・事項 (収集すべき情報)	区域・事項を定める法令・ 条例等
騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校、病院等)の種類	●●●●
	住宅の分布状況	—
水の濁りによる影響	取水施設の状況	—
●●●●	●●●●	●●●●

※ 表中の欄の色塗りは、太陽光に特有な項目を示す。

【別表】促進区域の設定に当たり考慮が必要な事項

別表-太 促進区域の設定に当たり考慮が必要な事項【太陽光】

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報 及びその収集方法		適正な配慮のための考え方
	区域・事項 (収集すべき情報)	収集方法	
騒音による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔を×メートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。</li> </ul>
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水施設の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>愛知県●●課WEBサイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	●●●●	●●●●	●●●●
土地の安定性への影響	●●●●	●●●●	●●●●
反射光による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	●●●●	●●●●	●●●●
植物の重要な種及び重要な群落への影響	●●●●	●●●●	●●●●
地域を特徴づける生態系への影響	●●●●	●●●●	●●●●
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	●●●●	●●●●	●●●●
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	●●●●	●●●●	●●●●

※ 表中の欄の色塗りは、太陽光に特有な項目を示す。

(4) 地域脱炭素化促進事業に関する例示

① 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示

市町村が、促進区域を設定するにあたり、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所を例示すると次表のとおりです。

表-太4 建物屋根において想定される箇所の例示

想定される箇所
教育施設
公共施設
大型商業施設

表-太5 地上への設置において想定される箇所の例示

想定される箇所
工場跡地
駐車場
ため池
耕作放棄地
ゴルフ場、スキー場
最終処分場跡地

② 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の取組例

表-太6 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の取組例

地域へのメリット	取組例
地域経済への貢献	域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再エネの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
地域における社会的課題の解決	再エネの非常時の災害用電源としての活用
	EVシェアリングの導入・活用
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地の活用による獣害対策
	市町村における地域活動等の支援

## 2.風力発電施設

### (1)促進区域に含めない区域(国の基準)

市町村は、環境省令第5条の第2項第1号で規定されている表-風1に掲げる区域を風力発電の促進区域に設定することはできません。

表-風1 促進区域に含めない区域

区域名	区域を定める法令・条例等
原生自然環境保全地域 <sup>※</sup> 、自然環境保全地域 <sup>※</sup>	自然環境保全法
国立公園 <sup>※</sup> ・国定公園の特別保護地区・ 海域公園地区国立公園 <sup>※</sup> 国立公園 <sup>※</sup> ・ <b>国定公園の第1種特別地域</b> (地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く)	<b>自然公園法</b>
<b>国指定鳥獣保護区のうち 特別保護地区</b>	<b>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</b>
生息地等保護区 <sup>※</sup> のうち 管理地区	種の保存法

※：愛知県では指定されていない区域

### (2)促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は次の表-風2に掲げる区域とします。市町村は、これらの区域を風力発電の促進区域に設定することはできません。

表-風2 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	区域を定める法令・条例等
景観	<b>愛知県自然公園の第1種特別区域</b>	<b>愛知県自然公園条例</b>
動植物・生態系	<b>県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区</b>	<b>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</b>
	<b>自然環境保全地域の特別区域</b>	<b>愛知県自然環境保全条例</b>
	<b>生息地等保護区のうち 管理地区</b>	<b>愛知県自然環境保全条例</b>
防災	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	●●●●	●●●●
植物の重要な種及び重要な群落への影響	●●●●	●●●●
●●●●	●●●●	●●●●

※ 表中の色塗りは、促進区域に含めない区域(国の基準)に対応した県基準を示す。

### (3) 促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項」は次の表-風3に掲げる区域・事項とします。市町村は、別表で示す「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集した上で風力発電の促進区域を設定することが必要です。また、促進区域で行われる風力発電事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置(別表の「適正な配慮のための考え方」)が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけることが求められます。

表-風3 促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項

環境配慮事項	区域・事項 (収集すべき情報)	区域・事項を定める法令・条例等
騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校、病院等)の種類	●●●●
	住宅の分布状況	—
風車の影による生活環境への影響	保全対象施設(学校、病院等)の種類	●●●●
	住宅の分布状況	—
●●●●	●●●●	●●●●

※ 表中の欄の色塗りは、風力に特有な項目を示す。



別表-風 促進区域の設定に当たり考慮が必要な事項【風力】

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報 及びその収集方法		適正な配慮のための考え方
	区域・事項 (収集すべき情報)	収集方法	
騒音による生活 環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学 校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情 報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電設備の設置場所を調整 して保全対象施設や住宅からの 離隔を一定程度確保すること。</li> </ul>
重要な地形及び 地質への影響	●●●●●	●●●●●	●●●●●
土地の安定性へ の影響	●●●●●	●●●●●	●●●●●
風車の影による 影響	●●●●●	●●●●●	●●●●●
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	●●●●●	●●●●●	●●●●●
植物の重要な種 及び重要な群落 への影響	・植生自然度の高い地 域	●●●●●	●●●●●
	・巨樹・巨木	●●●●●	●●●●●
	・環境省レッドリスト	●●●●●	●●●●●
	・愛知県レッドリスト	●●●●●	●●●●●
地域を特徴づけ る生態系への影 響	●●●●●	●●●●●	●●●●●
主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観への影響	●●●●●	●●●●●	●●●●●
主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場への影 響	●●●●●	●●●●●	●●●●●

※ 表中の欄の色塗りは、風力に特有な項目を示す。

(4) 地域脱炭素化促進事業に関する例示

① 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示

市町村が、促進区域を設定するにあたり、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所を例示すると次表のとおりです。

表-風4 設置において想定される箇所の例示

想定される箇所
工場跡地
駐車場
耕作放棄地
ゴルフ場、スキー場
最終処分場跡地

② 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の取組例

表-風5 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の取組例

地域へのメリット	取組例
地域経済への貢献	域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再エネの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
地域における社会的課題の解決	再エネの非常時の災害用電源としての活用
	EVシェアリングの導入・活用
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	市町村における地域活動等の支援

### 第3章 基準の対象とする施設の追加及び見直しについて

環境省令第5条の6第5項の規定により、本戦略で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の対象とする施設の追加及び見直しを適時行うものとします。